

船舶事故調査報告書

平成21年10月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 長 後 藤 昇 弘
委員 楠 木 行 雄
委員 横 山 鐵 男（部会長）
委員 山 本 哲 也
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成20年9月29日 04時30分ごろ
発生場所	静岡県南伊豆町沿岸 石廊崎灯台から真方位268° 1,000m付近 (概位 北緯34° 36.2′ 東経138° 50.1′)
事故調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての甲板員からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{しんとう} 伸東丸、1.67トン SO3-14546、個人所有 6.77m(Lr)×1.87m×0.58m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和51年4月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月20日 免許証交付日 平成20年8月4日 (平成26年7月6日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成20年9月29日03時00分ごろ、前日に仕掛けていた刺網を揚げる目的で、船長、甲板員Aほか1人が乗り組み、静岡県石廊崎漁港を出港し、弱い東風が吹いて雨が降り、波高が約2mの状況の下、同漁港近くの漁場で揚網作業を開始した。 船長は、6つの網を揚げ終わったとき、波高が約2.5mと高くなったが、風は弱かったので、次の網を揚げることとし、操船の妨げになるのでサーチライトを消して、4～5ノットの速力で、概ね東方に向けて移動を始めた。 甲板員Aは、船首のやり出し甲板に立ち、同甲板の左舷側に設けられた高さ約49～62cmのハンドレールを握り、作業灯の光の中、網に取り付けた目印の浮子を捜していた。 船長は、移動を始めてから約10～15秒経ったころ、右舷間近に突然盛り上がる大きな波を見て、船首を波に立てようとして右舵を切った。この波の船内への打ち込みは多くはなかったが、船体が左舷側

	<p>に大きく傾いた状態となり、波を乗り越えたとき、04時30分ごろ船長は甲板員Aの姿が見えないことに気付いた。</p> <p>船長は、機関を中立にし、サーチライトをつけて付近の海上を捜したが甲板員Aを発見することができず、近くにいた僚船に事故発生を伝え、僚船が海上保安庁や漁協に連絡して捜索活動が行われた。09時30分ごろ地元のダイバーが事故現場の東方約400mの海底に沈んでいる甲板員Aを発見し、搬送された病院で、甲板員Aの死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>甲板員A以外の2人は救命胴衣を着用していたが、船長は、本事故後、甲板員Aが合羽の下に救命胴衣を着用していなかったことを知った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 東北東、風力 2、気温 17.5℃</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期、波の向き 南方からの波、有義波高 約2m、水温 約25～26℃</p>	
その他の事項	<p>本事故時、甲板員A（72歳）の服装は、合羽の上下、ゴム手袋及びゴム長靴で、甲板員Aの健康状態は通常と変わらないように見えた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり（甲板員A）</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>死因は溺水であった。</p> <p>船首のやり出し甲板に立っていた甲板員Aは、大きな波を受けて船体が大きく傾いたとき、救命胴衣を着用せずに落水したものと考えられるが、その状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が石廊崎漁港付近を航行中、大きな波を受けて船体が大きく傾いたとき、船首のやり出し甲板に立っていた甲板員が救命胴衣を着用せずに落水したため、発生したものと考えられる。</p>	